

尾北シニアネット特別セミナー

どう残す

デジタル遺品

今、考えておきたい、その時のこと

講師：丹羽 睿 2016年11月30日

デジタル遺品とは

- 遺品とは

資産価値が明確でない個人が残したもの

- デジタル遺品とは

遺品のうちデジタルデータとして残されたもの

デジタル遺品には何がある **その1**

■ファイル

- 文書・写真
- 動画
- メール(SNSを含む)
- 住所録・連絡先
- ホームページ
- 音楽

デジタル遺品には何がある **その2**

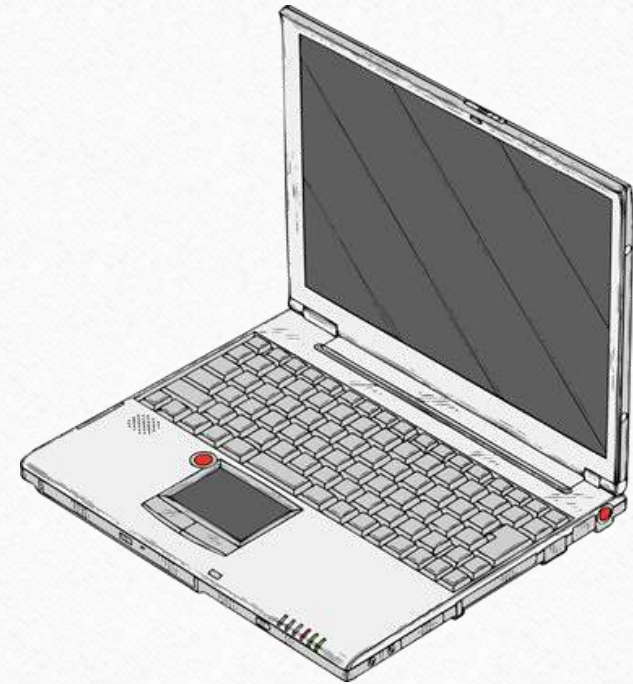
■アカウント(IDとパスワード)

- ☐ 電子メール
- ☐ ネットバンキング
- ☐ ネット証券
- ☐ ネットショップ・ネットオークション
- ☐ 有料または無料ネットサービス
- ☐ インターネットサービスプロバイダー
(オンラインサービスの使用権の証明)

デジタル遺品はどこにある? ①

■ 情報機器

- ☐ パソコン
- ☐ タブレット (iPad)
- ☐ スマートフォン
- ☐ 携帯電話
- ☐ デジタルカメラ
- ☐ デジタル録音機



デジタル遺品はどこにある? ②

■ 外部媒体

- ☐ 外付けHDD
- ☐ 外付けSSD
- ☐ USBメモリー
- ☐ SDカード
- ☐ CD・DVD・BD
- ☐ FD・MO
- ☐ スマートメディア



デジタル遺品はどこにある? ③

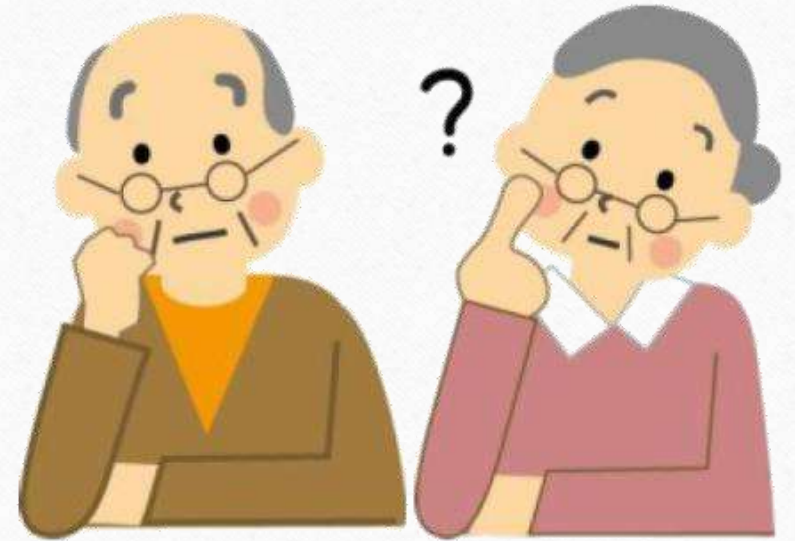
■ クラウドストレージ

データを自分のパソコンではなく、インターネットに接続されているサーバーに保存する使い方、サービス

- Webサーバー
- ブログサーバー
- SNSサーバー
- Webメールサーバー
- ファイルサーバー



引き継ぎの問題点



1. 直接目に**見えない**。
2. 保存する**方法・場所**が多い。
3. 残された内容で**遺族にしこりを残す**ことがある。
4. 取扱いについて、**本人以外知らない**場合が多い。
5. 思わぬデータが**拡散していない**保証がない。

デジタル遺品の整理

1. 保存場所・保存内容の一覧表作成
2. 残すもの、残さないものの仕分け
3. 残すものは引き継ぎ先等で分類・まとめ
4. 残さないものは廃棄または消去



デジタル遺品の整理 その1

一覧表の作成

1. 保存場所を総ざらいし、保存場所の一覧表
クラウドストレージはサービス名の一覧表
2. 手元を集められるものはすべて集める
この時、古い媒体は、新しい媒体にコピーしておく
手元を集められないものは保存場所への
アクセス方法・主な保存内容の一覧表を作成する
3. 保存場所ごとに内容、使用目的、保存理由
アカウントは別に一覧表作成



デジタル遺品の整理 その2

残すもの残さないものの仕分け

1. 残すもの

- ☐ 家族に引き継ぐもの
- ☐ 家族以外に引き継ぐもの(サークル・自治会など)
- ☐ 引き継がないもの

2. 残さないもの

- ☐ 廃棄
- ☐ 消去



デジタル遺品の整理 その3

家族に引き継ぐもののランク付け分類例



1. 現預金、キャッシング、ローンに関わるもの
2. 金融取引に関わるもの
3. 物品の売買に関するもの
4. 有料オンラインサービス(新聞、メルマガなど)に関するもの
5. 無料オンラインサービスに関するもの
6. 思い出など再取得が困難なもの

デジタル遺品の整理 その3

分類後のまとめ保存

1. ファイルは分類内容により情報機器または外部媒体にまとめて保存
2. オンラインサービスのデジタルデータはまとめて保存のついでに外部媒体にコピーをしておく
3. アカウント分類ごとにまとめておく
4. まとめて保存した内容に一覧表を書き換えておく

定期的に見直し、
一覧表を書き換
える！！



デジタル遺品の整理 その4

重要なアカウントの保存

■ パソコンやオンラインストレージにデータで
保存より **紙**に保存が安全

■ 次善の策は **パスワード保護のあるUSBメモリー**

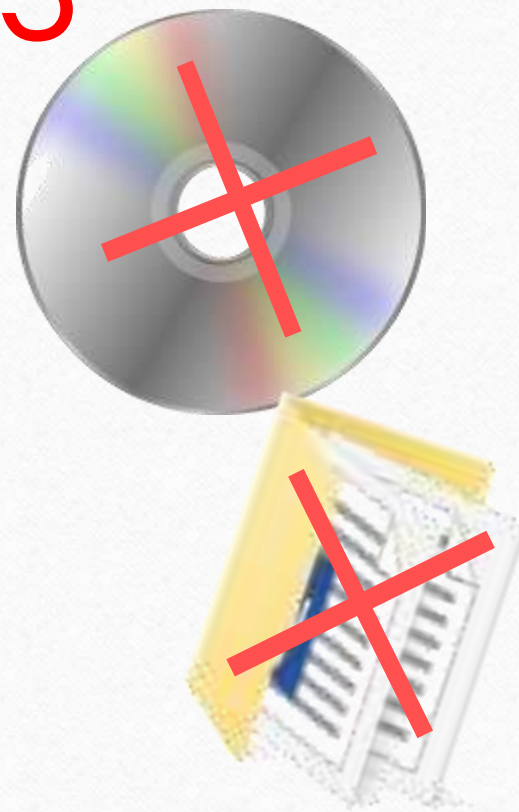


保管は **信頼のおける家族以外**の方がベスト

デジタル遺品の整理 その5

引き継がないもの

- 引き継ぐものと別に保存
- 定期的に残さないものとして処理をする
- 死後遺族にソフトの起動を依頼し、
起動とともにファイルの削除ができるソフトがある。



デジタル遺品の整理 その5

残さないもの

■ 廃棄

- 外部媒体
破砕・傷つけ
- 情報機器
メーカーへ回収依頼
取扱業者へ

■ 消去(削除)

- 外部媒体
- 情報機器
ともに消去ソフトの利用
完全消去は難しい
- オンラインストレージ

エンディングノートの活用

法的拘束力はないが、自分の最後における記憶と希望を記すもの

1. 「デジタル遺品」は、取り扱い方法を一覧にして遺族が処分しやすいようにする
オンラインサービスのアカウントについては、詳細を記入したノートを別に作成して保存
2. 時が変わると変化するので、定期的に見直す
3. 場所は信頼できる人のみに知らせ、死後遺族に開示してもらう





デジタル遺品

ご清聴ありがとうございました。